

2022年2月20日 発行

エバー総合法律事務所では、個人のお客様と法人のお客様に身近な法律問題をニュースレターでお届けします。

エバーニュース

EVER NEWS

連載

- 成年後見について
その3 保佐や補助も含めて
- 株式会社等の実質的支配者リスト
制度の創設について

■ 無料相談会のご案内

- 料金のご案内 / 事務所のご案内



vol. 95



エバー総合法律事務所

成年後見について

その3 保佐や補助も含めて

1 はじめに

認知症、知的障害、精神障害などによって判断能力が十分ではなくなった際に、ご本人保護のために、ご本人に代わって財産の管理・処分、法的な処理やお世話をする制度として成年後見制度があります。成年後見については過去に、Vol.4とVol.33にて取り上げ（バックナンバーはホームページに掲載しています）、Vol.4は成年後見の概要について、Vol.33はでは改正点を主に述べました。今回は改めて、保佐や補助も含めてその違いなどについて述べてみたいと思います。

2 成年後見、保佐、補助とは

一般に成年後見制度と言っている中には、判断力低下の程度に応じて、厳密な意味での成年後見のほかに、保佐、補助という3種類の制度があります。成年後見とは、精神上的の障害や病気によって判断能力が欠けているのが通常の状態の方、保佐は判断能力が著しく不十分な方、補助は判断能力が不十分な方とされています。言葉では分かりにくいですが、医師の診断書や裁判所の調査に基づいて、どの制度に該当するかを審判官（裁判官）が決めます。ですから、成年後見で申立てをしても保佐になることもありますし、また逆もあります。いずれも審判官の審判という判断により開始します。

成年後見では成年後見人が、保佐では保佐人が、補助では補助人と呼ばれる方が裁判所より選任され、以後ご本人のお世話をするようになります。

3 3種類の制度の権限の違いについて

成年後見人は、後見開始の審判を受けたご本人に代わって、全ての財産を管理したり、財産に関する法律行為について代理権を有する法定代理人になります。ご本人の生活や療養看護などについてもご本人の意思を尊重して対応することになります。契約を結んだり、本人の契約を取り消したりすることができるという幅広い権限を持つため、後見人は、本人の財産全体

をきちんと管理して、本人が日常生活に困らないように十分に配慮していかなければなりません。

一方、保佐人は、法律で定められた一定の重要な行為をご本人がする場合に同意権を持ち、ご本人が保佐人の同意を得ないで既にした行為を取り消ができたり、裁判所が定めた範囲内で代理権を持ちます。成年後見人よりも代理権の幅を限定してご本人の意思をより尊重した内容となっています。

補助人は、裁判所が定めた個別の重要な行為をすることに同意権を持ち、裁判所が定めた行為についてのみ代理ができるなど、保佐よりもさらに同意の範囲や代理行為が限定されます。

4 候補者について

成年後見人、保佐人、補助人の選任にあたっては、裁判所はご本人のご家族のご意見をお聞きします。ご本人の暮らしている場所や、必要な財産管理及び法律行為の内容などを考慮して誰が適当かを判断します。法律的な処理が必要な場合には、家族ではなく弁護士などの法律家を選任することもあります。必要な法律行為が終了したらご家族に代わっていただくこともありますし、当初からご親族には身上監護の役割として、法律家には財産管理や法律行為が主な役割として、複数の選任を認める場合もあります。

なお、あくまでもご本人の保護のためにある制度なので、一度成年後見制度申立てをした後に、候補者として希望する方（自分も含めて）が選任されなかったからといって手続を取り下げるということはありません。

5 その他

以上の制度は、ご本人の判断能力が不十分になってから、親族や利害関係者の申立てで始まりますが、ご本人がお元気なうちに万が一の事態を想定して後見に関する契約しておく方法もあります。それが任意後見契約というものです。これはVol.14で取り上げましたのでバックナンバーをご覧ください。お悩みの方はご相談ください。

無料相談会
のご案内

2022年2月24日木曜日、3月1日火曜日、3月8日火曜日のいずれも午後3時から午後6時の間にて、お一組様各30分で無料相談を承ります。

ご希望の方は当事務所までお電話にてご予約のうえでお越しください。

なお、今後の無料相談会の予定については当事務所のホームページにてご案内いたします。

<http://ever-lawyers.jp/> 「エバー総合法律事務所」で検索を

株式会社等の実質的支配者リスト制度の創設について

1 目的について

実質的支配者リスト制度が創設され、令和4年1月31日から運用が開始されることになりました。法人の実質的に支配する者が誰か、法務局に自主的に申し出て、認証文付の文書の交付が受けられる制度です。令和3年9月17日に商業登記所における実質的支配者情報一覧の保管等に関する規則が公布され、その施行に伴うものです。

この制度の背景には、国際的なマネーロンダリングの防止の要請があります。マネーロンダリングとは、資金洗浄のことで、麻薬取引、脱税、粉飾決算などの犯罪によって得られた資金を、資金の出所をわからなくするために、架空または他人名義の金融機関口座などを利用して、他の金融商品に変えるなど捜査の追及を困難にするものです。これを防止するために犯罪による収益の移転防止に関する法律では、金融機関などの特定事業者は、顧客が法人である場合は、その事業経営を実質的に支配している者を確認する義務が課せられています。この確認義務に役立つ制度としてこの実質的支配者リスト制度が設けられました。

法人の実質的支配者を把握する方法として、公証人が、法人設立時の定款認証を行うにあたり、嘱託人に対し、設立される株式会社等の実質的支配者となるべき者の申告を求める取組を既に行っていました。今回のこの制度は法人設立後に実質的支配者の確認をする制度になります。

2 概要について

この制度は、株式会社や特例有限会社などが利用できるもので、利用の申請は法律上の義務ではなく、任意です。申請者からの申出により、商業登記所の登記官が、申請者が作成した実質的支配者リストについて、所定の添付書面により内容を確認し、その保管と登記官の認証文付きの写しの交付を行います。料金は無料で、郵送も可能です。

実質的支配者とは、対象法人の議決権の総数の4分の1を超える議決権を直接又は間接に有していると認められる自然人等をいいます。自然人とは、法人に対する概念として生身の人間の意味ですが、実際には「等」として、国、地方公共団体、人格のない社団又は財団、上場会社等及びその子会社が自然人としてみなされるとされています。

「実質的支配」の意味については、議決権の点から考えることになり、会社の議決権の総数の50%を超える議決権を直接又は間接に有する自然人（みなしも含みます）か、該当者がいない場合は、会社の議決権の総数の25%を超える議決権を直接又は間接に有する自然人（同）があたるとされています。なお、その会社の事業経営を実質的に支配する意思又は能力がないことが明らかな場合を除くとされていて、法務省のHPでは、例として、信託銀行が信託勘定を通じて25パーセント超の議決権を有する場合、病気等により事業経営を支配する意思を欠く場合、名義上の保有者に過ぎず、他に出資金の拋出者等がいて当該議決権を有している者に議決権行使に係る決定権がない場合等が挙げられています。

3 申出書について

法務省のHPには見本が掲載されているので、それにならって申出側で実質的支配者リストを作成し、申出書を作成します。添付書類としては、申出会社の申出日における株主名簿の写しです。なお、株主名簿の写しに代えて、申告受理及び認証証明書（公証人発行、設立後最初の事業年度を経過していない場合に限り）又は法人税確定申告書別表二の明細書の写しでも認められます。これらの書面と実質的支配者が一致しない場合にはその理由を記載した説明文書も必要です。また本人確認書面なども必要となります。

提出先は申出する会社の本店所在地を管轄する法務局になります。法務局では、登記官が申出内容を確認し、問題がなければ、実質的支配者リストを保管します。そして、認証文付きの実質的支配者リストの写しを交付しますので、金融機関等の特定事業者に提出するという流れになります。

今後、追加融資など新たな取引や取引変更など重要なポイントでは、実質的支配者リストの提出が求められることも増えてくると考えられます。中小企業では株主名義と実質的な資金提供者が異なることもありますので、今後は以上の制度を踏まえて対応を考えていく必要があります。お悩みの際にはご相談ください（なお、以上については法務省のHPを参考に記載しています）。



料金

のご案内

一般的な料金の概要

ご相談料 事件受任の場合は頂戴しません。

30分 3,300円

1時間 5,500円

予約電話番号 043-225-3041

業務内容

不動産

会社経営

貸金請求

労災

相続

民事再生・破産手続き

金融

消費者問題

交通事故

刑事事件

離婚

家族問題

成年後見制度

参考例

以下は、良くある場合について一例として費用について掲げました。

その他の事例や基準の詳細については当事務所のホームページで報酬基準詳細をご覧ください。

1 金銭請求

たとえば600万円の請求をする場合には（仮差押えがない裁判のみの場合）

着手金	33万円
預り金	10万円程度
報酬	全額回収できた場合 66万円
200万円の場合	35万2千円

2 刑事事件

たとえば、窃盗で逮捕された場合、

着手金	33万円から55万円
預り金	5万円程度
報酬	33万円から55万円

*執行猶予が付いた場合や刑の軽減となった場合です。

3 成年後見

たとえば、認知症の方について成年後見を申し立てる場合

申立着手金	11万円から22万円
預り金	5万円程度

それ以外に鑑定費用（精神科医師の費用ですが5万円から10万円が目安）

エバーニュースバックナンバーはホームページに掲載しております。

事務所

のご案内



〒260-0013 千葉市中央区中央4-12-1 KA中央ビル4階

エバー総合法律事務所

代表 弁護士 菊地秀樹（千葉県弁護士会所属）

TEL 043-225-3041

FAX 043-225-0071

業務時間

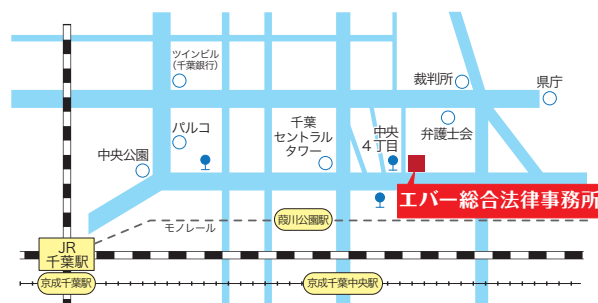
午前9時より午後6時まで

*なお、ご相談時間については夜間、土曜日などご要望の場合にはご相談ください。

ホームページ

<http://ever-lawyers.jp/>

「エバー総合法律事務所」で検索を



●千葉駅 2 番バス乗り場より乗車。2つ目の「中央4丁目」下車
●駐車場は周りの有料駐車場をご利用下さい。